

特定生産緑地制度に関する市民説明会の開催について

1. 概要

平成 29 年 6 月に生産緑地法が一部改正され、特定生産緑地制度が平成 30 年 4 月 1 日に開始されましたので、生産緑地所有者を対象に説明会を開催します。

特定生産緑地制度は、生産緑地の指定告示から近く 30 年を迎えることとなるものうち、保全を確実に行うことが都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを特定生産緑地として指定するものです。

特定生産緑地に指定された場合はこれまでの制度が継続して適用されますが、特定生産緑地に指定されない場合は固定資産税が段階的に宅地並み課税に移行するほか、新たに相続税納税猶予制度の適用が受けられなくなります。

2. 日時

- ①平成 30 年 9 月 28 日（金）午後 6 時 30 分から
- ②平成 30 年 9 月 29 日（土）午前 10 時から
- ③平成 30 年 11 月 2 日（金）午後 6 時 30 分から
- ④平成 30 年 11 月 3 日（土）午前 10 時から

3. 場所

狛江市役所 502・503会議室

4. 公表方法

広報こまえへの掲載（平成 30 年 9 月 1 日号）
市ホームページへの掲載（平成 30 年 9 月 1 日から）